

1. 「包括許可取扱要領」関係

Q1. 包括許可関係の許可証の名称の変更に伴い輸出管理内部規程、細則、マニュアル等において当該名称の変更を行う必要はあるか。

また、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か。

A1. 輸出管理内部規程等の名称変更については、社内手続の必要性などに応じて適宜対応頂ければ結構です。その場合、経済産業省への内容変更の届出を提出していただく必要はありません。